

アセンブリ教育要綱

(目的)

第1条 アセンブリ教育は専門職連携教育である。専門職連携とは、異なった専門職（他職種）と連携し、患者の健康問題に取り組むことである。学部及び学校間の壁を乗り越え、学生と教員が共通の目的に向かって一緒に活動することを通して、社会に貢献するのに必要な専門職連携の基盤づくりを行う。

(身につける力)

第2条 アセンブリ教育と各学科における教育の両者により、専門職連携を行うために必要な力を身につける。アセンブリ教育で身につける力は、以下の（１）～（３）、（５）とする。（４）については、各学科における教育で身につける。

（１）コミュニケーション

- ①他者に関心を持つ。
- ②他者の話を傾聴する。
- ③他者に質問する。
- ④自らの学びを省察する。

（２）チームワーク

- ①チームとして明確な目標を定め、プロジェクトをやり遂げる。
- ②チームのために、主体的に一步踏み出す。
- ③問題点を発見し、解決に向けて考え抜く。

（３）患者中心の考え方

- ①患者*中心に考える。
- ②患者*の健康問題を多職種で解決に向けて取り組む。
*地域においては地域住民、老人保健施設・福祉施設においては利用者となる。
- ③チームでの活動に自らの役割を認識し、意見を述べる。

（４）職種の役割についての理解

- ①自職種の役割を理解し、実践する。
- ②他職種の役割を理解し、尊重する。

（５）職種間の連携

- ①異なる専門職（他職種）と連携することの大切さを理解する。
- ②医療現場における専門職連携を理解する。

(アセンブリ教育の位置づけ)

第3条 アセンブリ教育は、建学の理念に基づいて実施される特別教育活動で、卒業要件とはするが単位認定しない科目とする。なお、卒業に必要な履修時間数は別に定める。

(アセンブリ教育の担当)

第4条 アセンブリ教育活動は、アセンブリ教育センターが担い、センター長が統括する。

2. 教育活動は、アセンブリⅠ、アセンブリⅡ、アセンブリⅢ、アセンブリⅣからなる。Ⅰ～Ⅳ及び戦略企画担当の副センター長を置く。
3. 専任教員はアセンブリⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、戦略企画の何れかに所属し、アセンブリ教育活動を支援する。但し、診療などに支障が出る場合はこの限りではない。

(アセンブリ教育の概要)

第5条 アセンブリ教育は、次の4つの活動に区分して実施される。

(1) アセンブリⅠ

1年次に行うアセンブリ教育活動で、グループワークを中心とした体験学習の活動により「コミュニケーション」を学ぶ。

(2) アセンブリⅡ

2年次に行うアセンブリ教育活動で、学生が自ら活動計画を立て、主体的に行うプロジェクト制の活動である。「チームワーク」を学ぶ。

(3) アセンブリⅢ

3年次に行うアセンブリ教育活動で、専門職連携教育としてのチーム基盤型学習 (Team-Based Learning) である。「患者中心の考え方」を学ぶ。

(4) アセンブリⅣ

4年次に行うアセンブリ教育活動で、医療・福祉の現場で多職種混成チームの活動に参加する。「職種間の連携」を学ぶ。但し、医学部医学科は、4または5年次に行う。

2. 第1項各号のアセンブリ教育活動の実施要領等は、別に定める。

附 則

1. 平成 8年4月1日一部改正
2. 平成10年4月1日一部改正
3. 平成16年4月1日一部改正
4. 平成22年4月1日一部改正
5. 平成27年4月1日一部改正
6. 平成29年4月1日一部改正
7. 平成30年4月1日一部改正
8. 令和2年4月1日一部改正

但し、第3条に関わらず、医療科学部と保健衛生学部では、卒業要件科目として単位認定する場合がある。